

Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社
 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【ETF】『MAXIS全世界株式(オール・カントリー)上場投信』 設定・上場について

三菱UFJ国際投信株式会社(取締役社長:松田^{まつだ}通^{とおる})は、『MAXIS全世界株式(オール・カントリー)上場投信』を2020年1月8日(水)に新規に設定し、1月9日(木)に東京証券取引所へ上場することをお知らせ致します。

上場取引所	東京証券取引所
銘柄コード	2559

商品分類					属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	内外	株式	ETF	インデックス型	その他資産	年2回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	なし	その他(MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース))

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
 ※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

【三菱UFJ国際投信のETFシリーズブランド「MAXIS(マクス)」について】

同ETFの名称の冠になっている「MAXIS(マクス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズのブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。



ファンドの特色

投資方針

円換算したMSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を、円換算したMSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスの変動率に一致させることを目的として、主として対象指数に採用されている銘柄の株式等(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。
- 円換算した対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の実質投資比率が100%を超える場合があります。

❗ DR(預託証券)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

※実際の運用は外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、日本株式インデックスマザーファンドを通じて行います。

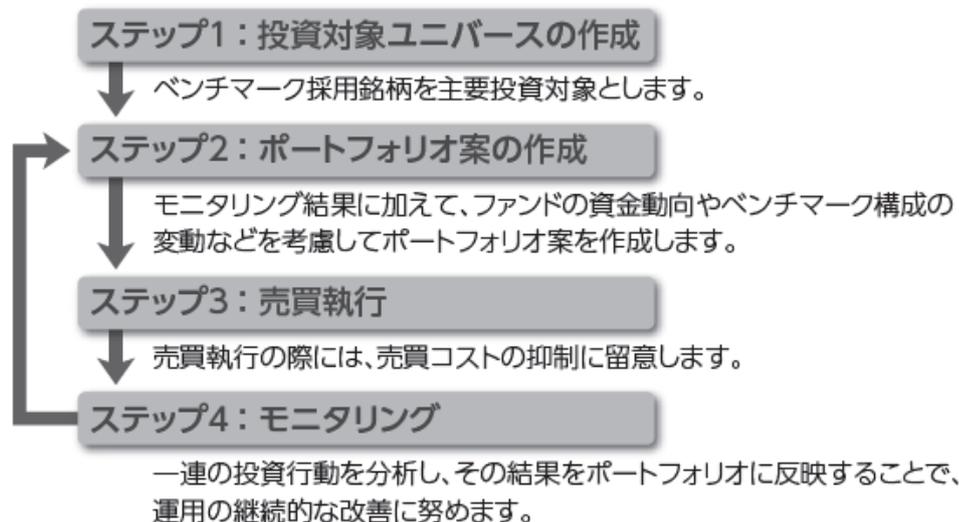
<MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスについて>

MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の先進国・新興国の株式で構成されています。

MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース)は、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算*したものです。

*原則として、わが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値により円換算

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

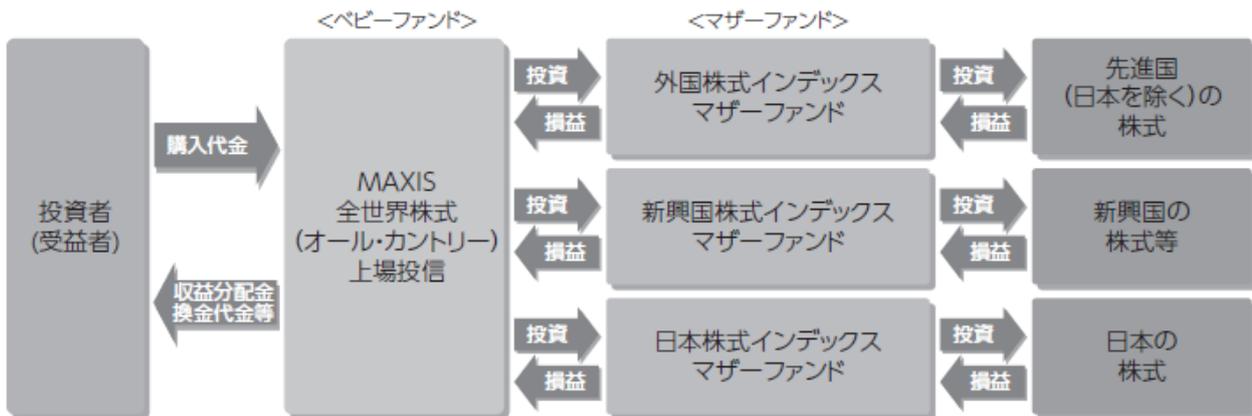
為替対応方針

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主に外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、日本株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む先進国および新興国の株式等に投資を行うファミリーファンド方式により行います。



- ・外国株式インデックスマザーファンドは、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。
- ・新興国株式インデックスマザーファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。
- ・日本株式インデックスマザーファンドは、MSCI ジャパン・インデックス(配当込み)に連動する投資成果をめざします。

■上場投信の仕組み

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

- ・東京証券取引所(2020年1月9日に新規上場予定)

■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。



年2回の決算時に分配を行います。

- 年2回の決算時(6・12月の各8日)に分配を行います。
- 分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は2020年6月8日です。)

「MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス」の著作権等について

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

基準価額の変動要因: 基準価額は、株式市場の相場変動による組入株式の価格変動や為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券等の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。主な変動要因は、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリー・リスクです。上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

また、ファンドの市場価格は基準価額の変動以外に市場要因等の影響を受けます。

取引所を通してお取引されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2020年1月8日(2020年1月9日)
信託期間	無期限
決算日	毎年6・12月の8日 ※初回決算日は2020年6月8日
ベンチマーク	MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース)
取引所における 売買単位	1口単位
【お客さまには以下の費用をご負担いただけます。】	
■取引所を通してお取引される場合に直接ご負担いただく費用	
売買委託手数料	取引所を通してお取引される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかります。約定金額とは別にご負担いただけます。(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。)
■保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	①日々の純資産総額に対して、年率0.0858%(税抜 年率0.078%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、ファンドの品質料およびマザーファンドの品質料のうちファンドに属するとみなした額の55%(税抜50%)以内の額
ファンドの上場に係る 費用	2019年12月23日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(55万円(税抜 50万円))
対象指数について の商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率 0.055%(税抜 0.05%)(上限)をかけた額)
その他費用(*)	監査報酬、有価証券等の売買委託手数料、保管等に要する諸費用、換金に伴う信託財産留保額、その他信託事務の処理にかかる諸費用等
(*)「その他費用」については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、保有金額や保有期間等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

取得申込・換金請求されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2020年1月8日(2020年1月9日)
信託期間	無期限
決算日	毎年6・12月の8日 ※初回決算日は2020年6月8日
ベンチマーク	MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース)
取引所における売買単位	1口単位
取得申込みの受付	継続募集期間において、原則として、取得申込みができます。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等お申込みメモ」をご覧ください。
購入単位	1,000口の整数倍で販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 なお、原則、購入申込受付日の正午までに受付けた購入申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを)を当該購入申込受付日の申込みとします。正午過ぎに受付けた購入申込みは翌営業日を購入申込受付日とします。
換金単位	1,000口の整数倍で販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額 なお、原則、換金申込受付日の正午までに受付けた換金申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを)を当該換金申込受付日の申込みとします。正午過ぎに受付けた換金申込みは翌営業日を換金申込受付日とします。
申込不可日	<p>購入・換金申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、購入・換金はできません。</p> <p><購入></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引所、香港の銀行の休業日 2. 決算日の5営業日前から起算して5営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の6営業日前から起算して6営業日以内) 3. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき <p><換金></p> <p>2020年3月8日までは換金のお申し込みができません。2020年3月9日以降、原則として以下の日を換金申込受付日とするお申込みはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引所、香港の銀行の休業日 2. 決算日の5営業日前から起算して5営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の6営業日前から起算して6営業日以内) 3. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき <p>なお、委託会社は、2. から 4. に定める日の購入・換金のお申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては、お申込みの受付を行うことができます。</p>
【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】	
■申込時に直接ご負担いただく費用	
購入時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
換金時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%をかけた額
■保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	①日々の純資産総額に対して、年率0.0858%(税抜 年率0.078%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、ファンドの品質料およびマザーファンドの品質料のうちファンドに属するとみなした額の55%(税抜50%)以内の額
ファンドの上場に係る費用	2019年12月23日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(55万円(税抜 50万円))
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率 0.055%(税抜 年率 0.05%)(上限)をかけた額)
その他費用(*)	監査報酬、有価証券等の売買委託手数料、保管等に要する諸費用、換金に伴う信託財産留保額、その他信託事務の処理にかかる諸費用等
(*)「その他費用」については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、保有金額や保有期間等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。取引所を通してお取引される際は、各証券会社が交付する上場有価証券等書面の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。なお、販売会社において、取得（購入）申込・交換（換金）請求をされる際は、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2019年12月23日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>
三菱UFJ国際投信 経営企画部
電話 (03)5221-5684